

令和4年度

第7回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和4年10月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年10月20日(木) 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 17人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について(報告)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第5号 非農地証明願について<農業委員会許可>

議案第6号 農用地利用集積計画(案)について

議案第7号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長

森川 省三

事務局次長(農政管理係長)

藤村 佳広

農地係長

石井 盟人

公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員 大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和4年度観音寺市農業委員会第7回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の

規程に基づき、現に在任する委員19人の過半である17人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしく願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは2番 森川 敏博 委員、並びに17番 田中 光雅 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和4年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は10件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、相続時に3名の共有名義としましたが、3名とも市外在住であることから農地の処分を検討しておりましたところ、譲受人と有償の所有権移転を行うことで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の譲渡人は、県外在住で農地の管理に苦慮しておりました。そこで、近隣で営農を行っている譲受人と有償の所有権移転を行うことで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は、非農家であることから農地を手放すことを考えていたところ、隣接する農地の耕作者と有償で所有権移転することで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の案件は、令和3年10月に農地の所有権移転に関する第3条許可を受けておりましたが、所有権移転登記前に譲渡人が亡くなったため所有権移転ができない状態となっておりました。今般、譲渡人側の相続登記が完了したため、当初許可の取り消しを行い、改めて3条許可を申請するものです。なお、当初許可の取り消しは議案第2号でございます。

5番の申請地は、これまで譲受人が貸借し耕作しておりましたが、譲渡人は県外在住で農地を手放したと考えていたところ、譲受人は申請地が居住地に隣接する立地であったことから、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

譲受人は、認定農業者であり本件により経営規模の拡大を図るものです。

6番の譲渡人は会社員であり、農地の管理に苦慮しておりました。そこで、譲渡人と有償の所有権移転を行うことで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

7番の譲渡人と譲受人は親族で、過去に高橋家の相続により譲受人が申請地を取得しました。しかし、県外在住で管理ができないことから、市内に在住する本家(高橋家)である譲受人に無償の所有権移転を行うものです。

8番の譲渡人は7番と同じで農地を手放すことを検討しておりました。本件の申請地が残存小作地であったため、耕作権のある譲渡人に相談したところ、小作人である譲受人が所有権を取得することで話が纏まったものです。

9番の譲渡人は、高齢により農地の管理に苦慮していたため、譲渡人と交渉し有償の所有権移転を行うことで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

10番の申請地は、残存小作地でした。今般、譲渡人が相続登記を行ったときに、残存小作の解約も行いましたが、相談の結果、小作人であった譲受人に有償の所有権移転を行うことで話が纏まったものです。

以上の申請につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番は私から説明します。別に問題ありません。

2番から4番について、森川敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5番について篠原元良 委員 補足説明をお願いします。

篠原委員 別に問題ありません。

議長（会長） 6番について豊田敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 7番、8番について久保省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長（会長） 9番、10番について大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願について（報告）」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第2号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第3条の規定による許可の取消願について、別紙記載の農地法第3条の規定による許可については、取消願の提出があり受理したので報告する。

令和4年10月20日農業委員会会長からの提出です。件数は1件です。

1番の申請は議案第1号5番に関連するもので、令和3年10月20日付で第3条の許可がされましたが、許可後に渡人が亡くなり所有権移転登記ができなくなったため、取消を行うものです。

議案第2号の報告は以上であります。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第2号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、次の議案に移ります。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和4年10月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は2件です。

議案書9ページ及び位置図をご覧ください。

1番の申請者は西山 正之様です。転用目的は農家住宅で、無断転用の解消をしようとするものです。

申請場所は、栗井町字出晴441-1で県道栗井観音寺線に接する都市計画区域外第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地434㎡です。併せ地は188.03㎡、合計で622.03㎡です。

県道の拡幅に伴い敷地の一部が買収されるため、住宅と車庫の建て替えをするため、土地について調べていたところ、自宅の一部が農地であることが分かり、始末書を付しての転用申請です。

また敷地の買収に伴い、立て直しを行い、土地利用率は30.01%となり、問題ありません。

2番の申請者は横山 勇様です。

申請場所は、豊浜町和田字梶谷甲692で、市道長谷梶谷線から100m入った都市計画区域外の第1種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地170㎡です。併せ地は983.49㎡、合計で1153.49㎡です。

転用に及んだ理由ですが、平成17年頃から甲668番地の敷地に車を入れることができず、農地法の制限を知らずに、駐車場用地として利用していました。今後はこのような事がないようにと始末書を付しての転用申請です。

住宅の土地利用率は34.35%です。2世帯の農家住宅のため、面積的にも問題ありません。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、山岡 郁男 委員 補足説明をお願いします。

山岡委員 別に問題ありません。

議長(会長) 2番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 特にないようですので、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の10ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和4年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は20件です。

議案書11ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は筒井 哲夫様です。転用目的は非農家の自己住宅で、親族から無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、室本町字新地1262番5で、市道染川橋観中室本線に接する都市計画外の第2種農地であり、転用面積は地目が畑246㎡です。併せ地は宅地249.45㎡、合計で495.45㎡です。

平成4年頃、増築するため親族の筒井健一氏から購入し、転用の必要性を理解せず利用しておりました。

農地法の知識がなく、今後はこのような事を行わないという始末書を付しての転用申請です。

土地利用率は37.39%であり、許可相当と判断します。

2番の申請者は田中 拓治様です。

申請場所は、村黒町字平田398番1で常磐小学校から北西約400mに位置し、市道小岡石田線に接する都市計画内非線引き地域、第2種農地であり、転用面積は地目が田457㎡です。

土地利用率は24.10%で、許可相当と判断します。

3番の申請者は小川 真矢様です。転用目的は非農家の自己住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。申請場所は、植田町字上679番で常磐小学校から南東約600mに位置し、市道出作本大線に接する都市計画内非線引き地域、第2種農地であり、転用面積は地目が田201㎡です。併せ地は宅地55.01㎡、合計で256.01㎡です。

土地利用率は35.58%で、許可相当と判断します。

4番の申請者は株式会社 E S - M I R A I 代表取締役 木下 公貴様で、大阪市中央区道修町に主たる事務所を置き令和3年設立、資本金1000万円で、再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。

転用目的は太陽光発電設備で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、出作町字西側275番で、市道出作1号線に接する都市計画内非線引き地域第2種農地であり、転用面積は地目が田978㎡です。利用計画ですが、太陽光発電設備6基351.72㎡です。

転用に至った理由ですが、譲受人は発電した電気を小売電気事業者である(株)エコスタイルに売渡して収益を上げており、今後も売電収入を得たいと考えております。譲受人はエコスタイルと電気売買契約書を取り交わしていること、エコスタイルが経産省から小売電気事業を営もうとする者の登録を受けていることを確認しております。また、土地改良区の同意も得ていることから許可相当と判断するものです。

5番の申請者は4番の申請と同一の内容であり、申請場所は、出作町字西側278番、市道出作本大線に接する都市計画内非線引き地域、第2種農地であり、転用面積は地目が田925㎡です。

利用計画ですが、太陽光発電設備6基331㎡です。

土地改良区の同意も得ていることから許可相当と判断するものです。

6番の申請者は大西 哲平様です。

転用目的は非農家の自己住宅で、祖父と使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、柞田町字下出甲1211番5で、市道下出栂之町線に接する都市計画用途地域の第一種低層住居専用地域で第3種農地であり、転用面積は地目が田330㎡です。

土地利用率は34.75%で、許可相当と判断するものです。

7番の申請者は豊嶋 直樹様です。転用目的は共同住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字赤泉甲1921番1外3筆で市道赤泉谷田線に接する都市計画用途地域の第一種低層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田2595㎡です。利用計画ですが、共同住宅4棟2階建776.38㎡、駐輪場3棟平屋建27.11㎡、ボンベ庫3棟平屋建8.00㎡、合計811.49㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請地は学校やスーパーに近いなど生活面の環境もよく、アパート3棟を建築するための面積を満たすため規模的にも妥当です。地元土地改良区の同意、隣接農地所有者からの同意もとれていることから、許可相当と判断します。

8番の申請者は有限会社 さいとう 代表取締役 齋藤 秀樹様で、観音寺市木之郷町に主たる事務所を置き平成2年設立、資本金300万円で、牛乳及び乳製品の卸、小売業を営む法人です。

転用目的は資材置場、駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、木之郷町字末浪537番6で、市道栗井駅南線に接する都市計画区域外第2種農地であり、転

用面積は登記地目が原野、現況地目が田 198 m²です。併せ地は宅地 1303.77 m²、合計で 1501.77 m²です。

利用計画ですが、冷蔵倉庫 1 棟平屋建 54.37 m²、事務所 1 棟平屋建 163.96 m²、合計で 218.33 m²です。

転用に至った理由ですが、不要になった宅配BOXなどの事業資材を作業所の近くの空いている場所に置いています。配達車の出入り等の安全に配慮し、計画地を購入し、不要な事業用資材を置くことに利用するため転用申請するものです。土地改良区の同意も得ており、事業計画も妥当であることから、許可相当と判断します。

9 番の申請者は 4 番の申請と同じであり、転用目的は太陽光発電設備で、有償の所有権移転をしようとするものです。申請場所は、木之郷町字大道上 1466 番 3 外 1 筆で市道百々線に接する都市計画区域外、第 2 種農地であり、転用面積は地目が畑 802 m²です。併せ地は宅地 581.01 m²、合計で 1383.01 m²です。

利用計画ですが、太陽光発電設備 7 基 408.61 m²です。

事業の妥当性、場所の選定等問題なく、土地改良区の同意も得ていることから許可相当と判断ものです。

10 番の申請者は小西 典子様です。

転用目的は非農家の自己住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字石田 211 番外 1 筆で、市道側道上出本大線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 662 m²です。

土地利用率は 34.77%です。面積は 662 m²と 500 m²を超えていますが、周りに同一所有者の農地がない場合は 700 m²以内、土地利用率 30%以上と事業の妥当性の基準を満たしています。

転用に及んだ理由ですが、スマートインターチェンジに車庫と自宅の一部がかかるため、現在の自宅を取り壊し、建て替えるため転用申請に至りました。事業の妥当性、場所の選定等問題なく、許可相当と判断します。

11 番の申請者は株式会社 うけがわ 代表取締役 請川 容子様で、観音寺市木之郷町 8 5 2 番地 1 に主たる事務所を置き平成 22 年設立、資本金 100 万円で、粘土瓦の製造販売や不動産業を営む法人です。

転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字三谷 1187 番 1 で、県道善通寺大野原線に接する都市計画区域外、第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 448 m²です。併せ地は宅地 298.9 m²、合計で 746.9 m²です。

利用計画ですが、建売分譲住宅 3 棟 2 階建 184.11 m²で実測平均区画面積 237.85 m²、平均建築面積 61.37 m²、平均土地利用率は 25.80%です。

転用に及んだ理由ですが、木之郷地区での建売分譲住宅の引き合いがあり、分譲用地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた譲受人と話が纏まり転用申請に至りました。事業規模や場所の選定も妥当であり、土地改良区の同意を得ていることから、許可相当と判断します。

12 番の申請者は 4 番の申請と同じであり、再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。

転用目的は太陽光発電設備で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、粟井町字土仏 3084 番 1 外 2 筆で市道土佛大割線から 100m 入った都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 790 m²です。併せ地は雑種地 570.07 m²、合計で 1360.07 m²です。

利用計画ですが、太陽光発電設備 6 基 341.36 m²です。

事業の妥当性、場所の選定等問題なく、土地改良区の同意も得ていることから許可相当と判断ものです。

13 番の申請者は三好 隆也様です。

転用目的は宅地拡張で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、古川町字南下 1009 番 1 で、市道樋ノ口南下線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 508 m²です。併せ地は宅地 496.04 m²、合計で 1004.04 m²です。利用計画で

すが、土地利用率は34.12%です。両親と申請者の二個の住宅があるため、転用面積の基準は1,000㎡になります。また、今回の転用面積の合計は1004.04㎡と1000㎡を超えていますが、周りに同一所有者の農地がない場合は1,200㎡以内、土地利用率30%以上であれば、事業の妥当性の基準を満たしていることとなります。資金計画は、造成費500万円、建築費2900万円で、合計3400万円を借入金で賄うものです。

転用を検討していたところ、今回の申請地の一部が無断転用になっていたため、今後このような事がないよう始末書を付しての転用申請です。

14番の申請者は矢野 奈々様です。

転用目的は一般住宅で、無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字彦エ砂6658番3で、市道砂畑石砂線に接する都市計画区域外の第1種農地であり、転用面積は地目が田294㎡です。併せ地は宅地2.92㎡、合計で296.92㎡です。一種農地ですが、隣接地が住宅化しており、立地基準を満たします。

土地利用率は35.26%です。土地改良区や隣接農地所有者の同意を得ており、許可相当と判断するものです。

15番の申請者は蝶野 貴大様です。

転用目的は非農家の自己住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田浜字下の川1152番2で、市道国道小学校線に接する都市計画内非線引き地域、第2種農地であり、転用面積は地目が田312㎡です。

土地利用率は33.17%です。許可相当と判断するものです。

16番の申請者は前松 賢様です。転用目的は非農家の自己住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田浜字二軒屋1825番1で、市道三軒屋線から100m入った都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田188㎡です。併せ地は宅地90.77㎡、合計で278.77㎡です。

土地利用率は22.28%です。許可相当と判断するものです。

17番の申請者は中須賀 靖祥様です。

転用目的は非農家の自己住宅の拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町姫浜字上喜吐地807番1で豊浜中学校から北東約700mに位置し、市道須賀今井田池線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が雑種地の234㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟2階建66.2㎡で土地利用率は28.29%です。

相続した際に農業用倉庫が建っていたので宅地と考え利用していましたが、今回売買を進める中で宅地であることが分かり、始末書を付しての転用申請です。

18番の申請者は米谷 節子様です。

転用目的は非農家の自己住宅の拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町姫浜字上喜吐地807番15で市道須賀今井田池線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が雑種地57㎡です。併せ地は宅地183.63㎡、合計で240.63㎡です。

土地利用率は34.41%です。譲渡人が夫から相続した際に、売買を検討する中で無断転用であることがわかり、今後はこのようなことがないよう始末書を付しての転用申請です。

19番の申請者は横山 勇様です。転用目的は住宅への進入路で、有償の所有権移転をしようとするものです。

4条の申請番号2番と同じ事業です。

申請場所は、豊浜町和田字梶谷甲 693 番 2 筆で、市道長谷梶谷線から 100mはいった都市計画区域外の第 1 種農地であり、転用面積は地目が田 147 m²です。併せ地は宅地 1006.49 m²、合計で 1153.49 m²です。

土地利用率は 34.35%です。

平成 30 年頃から甲 668 番 2 の土地に住宅を建築するにあたり、建設用重機等の搬入のため進入路として利用しておりました。今後も自家用車の進入路として使用したく、今後は農地法を遵守するという始末書を付しての転用申請です。

議案第 4 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1 番について、森川敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 2 番から 5 番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 6 番、7 番について、富田敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 8 番、9 番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 10 番、11 番について、篠原元良 委員 補足説明をお願いします。

篠原委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 12 番について、山岡 郁夫 委員 補足説明をお願いします。

山岡委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 13 番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 14 番について、久保省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 15 番から 17 番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 15 番から 17 番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 (会長) 全員意見がないようですので、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

議長 (会長) 次に、議案第 5 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第 5 号について説明させていただきますので、議案書の 16 ページをご覧ください。

議案第 4 号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和 4 年 10 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 1 件です。

1 番の申請地は、観音寺市高屋町字三ツ岩尾 1350 番外 2 筆で北に約 1100mに位置し、登記地目は畑、現況地目は山林、面積が合計で 3860 m²です。

少なくとも平成 12 年には山林化していたとのことで、当時の航空写真を確認したところ山林化を確認できたこと、これまでの利用状況調査において山林化を確認していたことから、非農地の認定基準の「耕作不

適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員意見がないようですので、議案第5号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」議題といたします事務局に説明を求めます。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。

それでは、議案第6号について説明いたします。議案書の18ページをお開きください。

議案第6号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和4年10月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の19ページをご覧ください。議案第6号別紙、農用地利用集積計画総括表、利用権設定、経営移譲年金、今月は木之郷地区で経営移譲年金支給のための親から子への利用権設定が1件4筆について、提出されました。詳細は、次の20ページをご覧ください。

つづきまして、21ページをお開きください。

議案第6号別紙、農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和4年10月31日公告（案）ですが、こちらは、通常の個人間による利用権設定について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区 2,134 m²、高室地区 1,795 m²、常磐地区 2,253 m²、柞田地区 6,527 m²、木之郷地区 2,916 m²、豊田地区 3,760 m²、栗井地区 2,044 m²、一ノ谷地区 5,489 m²、大野原地区 7,782 m²、豊浜地区 446 m²、合計面積は、35,146 m²です。

今月は、田45筆、畑1筆の設定があり、21件の申出がありました。その中で、26ページの上側106-265番の受け人、古川様の面積が空白ですが、今後、古川様は知人の多田さんの指導のもと、この農地を借入れ農業を行うとのこと。

それでは、次に議案書の33ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和4年10月31日公告（案）ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

柞田地区 11,683 m²、木之郷地区 12,372 m²、栗井地区 8,422 m²、一ノ谷地区 4,038 m²、大野原地区 15,386 m²、豊浜地区 4,594 m²、合計面積 56,495 m²です。

うち、一ノ谷地区の4,038 m²は、期間借地となっております。

今月は、田76筆、畑1筆、25件の設定がありました。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、34ページから48ページに記載しており、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和4年11月1日付で設定される貸借となります。

議案第6号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第6号「観音寺市農用地利用集積計画（案）に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第7号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長） それでは、議案第7号について、説明させていただきますので、議案書49ページをご覧ください。

議案第7号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和4年10月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の50ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に集積と配分が一括方式であり、議案第6号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けているが借り手がいなかった農地や、耕作者が変更となる場合については、この配分計画によるものとなります。

今回の1番と2番は、耕作者の都合により借受者変更に伴うもので、3番は貸借期間の延長です。

今後の手続きについては、農地機構が配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、12月1日からとなります。

議案第7号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第7号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和4年度第6回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時 閉会>